

官公需適格組合等の受注機会の増大に関する要望

令和6年1月

千葉県官公需適格組合受注促進協議会

昨年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類へと移行し、経済活動がようやく再開し始めました。しかしながら、長期化するウクライナ戦争や新たな中東情勢の緊迫化・円安などにより、国内でも燃料・原材料価格の高騰や部品の調達難等が押し寄せ、経営環境は厳しい状況です。特に、中小企業・小規模事業者は、後継者問題、人手不足、最低賃金の引上げ等、解決すべき課題が山積している中、先行きが見通せない状況に陥っています。

この国難ともいえるべき時に、日本経済を持続的発展の軌道に乗せていくためには、デジタル化やカーボンニュートラル社会の実現、そして成長産業・スタートアップ支援等を通じて地方需要等を創出し、中小企業の受注機会の増大を図り、その事業活動の活性化を産み出すことが重要です。官公需の受注機会増大を通じた売上増加や利益率の改善は、現在求められている中小企業による持続的な投資拡大と賃上げを図るうえで極めて重要な要素となってきます。

千葉県におかれましては、「中小企業者に対する県の官公需契約の方針」を策定し、県内中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じていただいております。また、令和5年3月に発表されました「第5次ちば中小企業元気戦略」では、施策推進の方法として官公需の推進も盛り込まれております。

しかし、千葉県内の発注者においては、中小企業向け発注額は増額しているものの、県外事業者の相次ぐ参入等が発生しているため、県内中小企業の受注機会が図られているとは言い難い状況にあります。

また、中小企業者で組織される官公需適格組合は、官公需の受注に対し意欲的であり、かつ受注した契約は十分に責任をもって履行できる経営基盤が整備されている組合であることを国が証明しており、「中小企業者に対する県の官公需契約の方針」の中でも官公需適格組合等の活用が明記されておりますが、現状、官公需適格組合を含めた中小企業者の受注機会が十分に確保されているとは言えない状況にあります。

中小企業者及び官公需適格組合等が官公需の受注を確保していくためには、個々の自助努力が必要であることは当然であります。自ずと限界があります。

つきましては、地域経済を支える中小企業及び官公需適格組合等に対し、十分な官公需確保対策が実施されますよう、以下の事項について要望いたします。

要 望 事 項

1. 官公需適格組合の積極的な活用を図ること

官公需適格組合は、受注体制が整備されている旨を中小企業庁が証明した組合であり、県の官公需契約の方針にも明記されている。

しかし、地方公共団体等各発注機関における認識の度合いは低く、その活用は不十分な状況にある。

については、地方公共団体等各発注機関に対して、より一層の官公需適格組合制度の周知徹底を図るとともに、発注に当たっては、価格のみを評価するのではなく、品質も同等に評価し、官公需適格組合の積極的な活用を要望する。

また、指定管理者制度における指定管理者の選定に当たっても、地元中小企業者で構成される官公需適格組合の活用を併せて要望する。

2. 地元中小企業及び中小企業組合の活用推進に努めること

地元中小企業及び中小企業組合は、地域産業の振興、雇用の創出、ライフラインの整備等地域経済を支える存在として重要な役割を果たしている。そして、国が進める「SDG s」の推進や2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする「カーボンニュートラル社会」の実現に向けてのプレイヤーとして必要不可欠な存在である。これらのことから、地域の実情に精通している地元中小企業及び中小企業組合が取り組むSDG s推進活動やカーボンニュートラルへの取り組み、地域貢献活動等を積極的に評価し、受注機会の確保に努めることを要望する。

3. 条例等の作成を通じて地方公共団体に対する 官公需施策の普及に努めること

条例や入札規則等において、中小企業者及び中小企業組合の官公需における受注機会の確保を規定するなど、地方公共団体の取組みの推進を要望する。

4. 少額随意契約の積極的な活用に努めること

予算決算及び会計令並びに地方自治法施行令により設けられている少額随意契約制度は、発注機関の事務の効率化、迅速性を要する公共施設の維持、食料品や石油燃料などのライフラインの確保・保全等に効果的である上、地元中小企業及び中小企業組合の育成や地域経済の活性化に繋がることから、同制度の積極的な活用を要望する。

5. 分離・分割発注の推進に努めること

分離・分割発注は、実施方法によってはコスト縮減に繋がるとともに、工事・サービス等納入物件の質的向上を実現するものである。

については、一括発注による発注規模の大型化を避け、きめ細かな分離・分割発注に努め、中小企業者及び中小企業組合の受注機会の増大を図ることを要望する。

6. 価格のみではなく、品質、地域貢献、雇用創出等を総合的に勘案し、受注者を決定する制度の導入に努めること

公共調達の実施に当たっては、透明性、競争性、公平性の確保が重視されなければならないが、総合評価制度の導入が図られているものの、現状は価格を優先した状況となっている。このため、競争性の導入とあいまって安値の受注が発生し、業界の混乱や中小企業の経営基盤の弱体化を招く結果となっている。

また、公共調達は地域経済の基盤形成とも深く関連していることから、最終消費者である住民の利益となる品質、安全性、防災、地域社会への貢献、地域雇用の創出等を総合的に勘案して受注者を決定する方式の導入を検討することを要望する。

7. ダumping入札を排し、適正価格での発注に努めること

(1) ダumping入札の排除措置を講ずること

県では、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を導入しているが、事業者の経営基盤を守るため、これを厳格に運用するとともに、未実施の市町村に対し、同制度の導入を働きかけることを要望する。

(2) 最低制限価格制度の拡充に努めること

関東近県では、本県において最低制限価格制度の対象となっていない官公需特定品目に対しても一部、最低制限価格制度を導入している自治体がある。本県においても、物品の購入や役務、特に官公需特定品目については、品質確保・安全管理を確保するため、早急に同制度を導入し、適正価格での発注に努めることを要望する。

8. 新型感染症対策、自然災害からの復旧・復興 や防災・減災に向けて地方公共団体と災害協 定等を締結している官公需適格組合等に対し、 法令に基づく随意契約や前倒し発注を実施し、 分離・分割発注、優先発注に努めること

発注にあたっては、地域経済の牽引役である地元の中小企業及び官公需適格組合を積極的に活用するとともに、新たな感染症対策、自然災害からの復旧・復興や防災・減災には緊急随意契約の実施や感染症の収束局面の発注時期の前倒しが必要である。

特に、官公需適格組合は地域の実情に精通しており、地域を網羅した組織力を活かした迅速な対応が行えるため、自然災害等の緊急時にライフライン等の復旧、平時からの防災意識も高く、各種救済対策の実施において大きな役割を果たしている。

加えて、地方公共団体との救済支援など災害時応援協定の締結やBCPを策定している組合も多数存在するものの、協定の締結のみに留まり平時からの発注がないことも多く見られる。災害時に地方公共団体とスムーズな連携を図り迅速に災害対応等をするためには、平時から取引を行うことが重要である。地域に対する貢献活動等を積極的に評価し、災害時応援協定締結組合に対して有事のみならず平時から安定的な供給能力を確保するため、平時からの分離・分割発注、法令に基づく随意契約等による優先発注に努めることを要望する。

9. 予定価格の積算において、燃料・原材料や人件費の上昇等に十分に考慮して予定価格の見直しに努めること

国は「令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進として、「国等は、官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引き上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、ダンピング対策の充実、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保等、適正価格での契約や価格と品質が総合的に優れた調達の実現を図るため、適切な対策を講ずるものとする。」との方針を打ち出している。そして具体的には、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応として、「国等は、公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。」と記載している。

現在、世界的に燃料や原材料価格は高止まりしており、かつ人件費も上昇しており、事業者は自助努力のみでは安定的な収益確保が厳しくなっている。

発注や契約においては、これらの中小企業・小規模事業者のコスト負担増や人材が確保しづらい状況に十分配慮した予定価格の見直しに努めることを要望する。